

予定価格が100万円を越える随意契約の公表について

このことについて、令和元年8月に日本赤十字社岐阜県支部が締結した随意契約を下記のとおり公表します。

記

契約に係る業務の名称	随意契約担当課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の氏名 及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
業務委託契約	日本赤十字社岐阜県支部 総務課 岐阜市茜部中島2丁目9番地	8月1日	北勢経営会計事務所 所長 山岡輝之 三重県桑名市東方1250番地	2,650,000円 (税別)	日本赤十字社会計規則第36条3項適用 会計点検・指導業務の継続的な事業であり、当支部・施設業務と制度に精通していることが必要であることによる	日本赤十字社岐阜県支部 高山赤十字病院 岐阜赤十字病院 岐阜県赤十字血液センター (4施設の会計業務調査、業務及び会計処理全般に関する相談)